

監 第 124 号  
平成 30 年 1 月 25 日

(請求人)  
(略) 様

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
同	森 正 明
同	大 村 博 信

#### 神奈川県職員措置請求について (通知)

平成 29 年 11 月 27 日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求 (以下「本件措置請求」という。) は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

#### 1 住民監査請求の要件

法第 242 条第 1 項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある (当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。) と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、財務会計上の違法又は不当な地方公共団体の執行機関又は職員の行為により当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を是正すること、又は当該行為の執行を未然に防止することを目的としてなされるものであるとされており、その対象は財務会計上の行為に限定されている。

## 2 本件措置請求の審査

本件措置請求において、請求人は、平成 29 年 11 月 15 日付け横浜地方裁判所判決（以下「地裁判決」という。）により、県人事委員会が同年 3 月 27 日に行った審査請求棄却の裁決は違法と判断され取り消されたことから、昭和 47 年 4 月 15 日から平成 24 年 6 月 22 日までの間、社会常識に著しく反する理由で県人事委員会に答弁書を提出しなかった歴代の知事と、答弁書が提出されない状況を看過し続けた県人事委員会事務局の幹部職員には重大な過失があるとして、同期間に、県知事の地位にあった個人並びに県人事委員会事務局長、給与公平課長及び同副課長の地位にあった職員に対し、連帯して 300 万円（県が原告に対して支払う慰謝料、裁判に要した費用並びに違法な県人事委員会審理に係る費用などの概算額）を県に支払わせるよう、知事に勧告することを求めている。

しかしながら、請求人のいう、歴代の知事が県人事委員会に答弁書を提出しなかった行為及び県人事委員会事務局の幹部職員が答弁書の提出されない状況を看過し続けた行為は、法第 242 条第 1 項に規定されている財務会計上の行為のいずれにも該当しない。

## 3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第 242 条第 1 項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。